

# しまぎん IC キャッシュカード特約

島根銀行

## 1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、IC キャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様の IC キャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「IC チップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「しまぎんキャッシュカード規定」「しまぎん法人キャッシュカード規定」「しまぎんローンカード規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種カード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほか各種カード規定の定義に従います。

## 2. IC チップ提供機能の利用範囲

IC チップ提供機能は、この機能の利用が可能な当行および提携先の預金機、支払機、振込機、その他の端末（以下、「IC キャッシュカード対応 ATM 等」といいます。）を利用する場合に、提供されます。

## 3. IC キャッシュカードの利用

一部提携先において、提携先の都合により一部の預金機、支払機、振込機において IC キャッシュカードの利用ができない場合があります。この場合、当該預金機、支払機、振込機では IC キャッシュカードは利用できません。

## 4. IC キャッシュカード対応 ATM 等の故障時の取り扱い

IC キャッシュカード対応 ATM 等の故障時には、IC チップ提供機能の利用はできません。

## 5. IC チップ読取不能時の取り扱い等

- (1) IC チップの故障等によって、IC キャッシュカード対応 ATM 等において IC チップを読み取ることができなくなった場合には、IC チップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続にしたがって、すみやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) IC チップの故障等によって、IC キャッシュカード対応 ATM 等において IC チップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

以上

平成30年4月1日現在